

○財務省告示第四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年十二月二十一日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四
十一回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

競争市場も参加者ごとによる発行（以下「国債競争入札発行」という。）
て、財務大臣が各国債市場特別
した後に「行われる入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札発行」という。）
「国債市場特別参加者・第 I 非
を定めるものによる発行（以下
場特別参加者ごとに応募限度額
であつて、特別参加者ごとに応募
競争入札と同時に行われる入札

ハ ロ

非 札 非
競 発 行
争 入 入
入 札 入
格 格 格
第 I 加 場
場 場 場

各申込みのうち応募額を順次割り
も申込みの応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てる。応募額を案分により
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争
額 行
争 争

額
面
金
額
で
二
兆
千
七
百
二
十
五
億

七		二		八		ロ		ロ																
イ	払	争	者	者	国	争	者	者	国															
非	入	札	札	札	札	札	札	札	札															
競	札	入	入	入	入	入	入	入	入															
争	格	札	札	札	札	札	札	札	札															
入	競	入	入	入	入	入	入	入	入															
入	争	入	入	入	入	入	入	入	入															
入	額	入	入	入	入	入	入	入	入															
五	三	二	で	た	条	特	で	た	条	特	億	は	づ	法	百	に	規	関	六	つ	定	う	円	
十	万	兆	三	利	第	別	二	利	第	別	十	、	き	第	七	つ	定	す	億	い	に	ち	、	
六	円	千	千	付	一	会	二	付	一	会	万	額	発	六	億	い	る	二	千	て	基	、	財	
億	六	百	二	国	項	計	百	債	の	計	円	金	行	十	七	は	基	法	十	は	、	政	法	
七	八	十	二	債	の	に	八	に	規	に	、	額	た	九	、	づ	律	第	五	額	、	法	法	
百	十	一	十	に	規	関	億	つ	定	関	で	一	利	百	額	発	行	四	万	、	額	行	第	
七	十	億	八	つ	定	す	十	い	に	る	兆	付	国	五	面	行	し	七	円	、	額	行	第	
十	四	千	億	、	基	律	、	、	基	、	四	国	債	十	金	た	条	第	十	、	額	行	第	
万	七	百	、	づ	き	第	額	、	づ	、	百	の	規	五	額	付	一	第	七	、	額	行	第	
二	百	八	額	き	第	四	面	額	き	第	二	に	定	万	一	付	一	十	、	額	行	第	第	
千	八	十	面	行	行	十	金	行	行	十	十	、	に	円	兆	国	債	の	に	、	額	行	第	一
円	十		額	し	し	七	額	し	し	七	一	て	基	同	七	債	の	に	、	額	行	第	一	項

十三

の経過利率の入札格競争・別参加者

年〇・三パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{365}}$$

十四

初期利子

平成二十八年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成三十七年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九

入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成二十七年十二月二十一日